

令和元年7月26日

事業者各位

林材業労災防止協会福島県支部  
支部長 平子作麿

### 伐木等の業務に係る特別教育（補講）の実施について

このことについて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日の施行日までに定められた補講を受講しないと、施行日以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に就けなくなります。

当支部の安全衛生規則第36条第8号の特別教育（チェーンソーに関する講習を含む）修了者に対し学科2時間、実技0.5時間の補講を実施いたしますので、該当者は期間内に受講されますようご案内いたします。

#### 記

#### 1. 特別教育受講対象者

林業・木材製造業労働災害防止協会が実施した労働安全衛生規則第36条8号「伐木等の業務に係る特別教育」（チェーンソーに関する講習を含む）の修了者。

他の教習機関での修了者は受講確認書を発行してもらうことにより受講可といたしますが、第36条8号の2のみの受講者は対象外となります。

#### 2. 開催日時・開催場所

別紙のとおり。1日2回実施します。

午前の部 9:00～12:00（休憩、修了証交付時間を含む。）

午後の部 13:00～16:00（休憩、修了証交付時間を含む。）

（会場の都合により開催時間が前後する場合があります。）

※申込み、当日の欠席の連絡は 024-523-3307 林材業労災防止協会福島県支部へ。  
講習会場への問い合わせ、連絡等をご遠慮ください。

#### 3. 受講時間

2.5時間

#### 4. 教科及び時間

	科目	範囲	時間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5時間

## 5. 受講料等

林災防福島県支部会員 2,500円（消費税、テキスト代含む）  
一 般 3,500円（消費税、テキスト代含む）  
7月から1,000円アップします。

6. 募集人員 30～100名（会場により定員が変わります）  
定員になり次第締め切ります。

## 7. 申込方法

(1) 申込先 〒960-8043 福島市中町5番18号  
林材業労災防止協会福島県支部  
TEL 024-523-3307 FAX 024-521-1308

(2) 申込方法 **電話で予約の上**、別紙申込書に写真(縦3cm、横2.5cm)、伐木等の業務に係る特別教育の写し（カード型の修了証は両面をコピーしてください。）、免許証の写しを添えて当支部あて送付し、受講料を下記口座に振り込んで下さい。  
**受講票を当日受付に提示してください。**

### 受講料振込口座

東邦銀行 本店営業部（普通）14449

リンザイギョウロウサイボウシキョウカイフクシマケンシブ  
林材業労災防止協会福島県支部

(3) キャンセルの場合は手数料を差し引いて返金いたします。

8. 修了証交付 この研修を修了した者に対し修了証を交付します。  
遅刻、早退者には修了証を交付いたしません。

9. 携行品 筆記用具、下肢の切創防止用保護衣（ズボン型、チャップスどちらでも可）。防護衣の貸し出しもあります。  
**※チェーンソーは使用しません。**

10. その他 他の教習機関で取得された方は、**受講確認連絡票**を発行してもらい原本を提出してください。

伐木等業務（チェーンソー）特別教育（補講）講習会申込書



※修了証No.

講習希望日	令和 年 月 日 ( 午前 午後 ) 希望する時間帯を○で囲む		
会場名			
ふりがな			
氏名			印
生年月日	昭・平	年	月 日生
現住所	〒		
伐木等の業務に係る特別教育修了証交付年月日	昭・平	年	月 日
上記の修了証番号			
連絡先電話番号			
備考			

- (注) 1以前に取得した伐木等業務特別教育の修了証（カード型の場合両面）、運転免許証の写しを添付すること。  
 2当支部以外で取得した場合、教習機関から受講確認連絡票を発行してもらい原本を添付すること。  
 3受講日には受講票、運転免許証（公的機関が発行したもので本人確認できるもの）を持参すること。

年 月 日

〒  
 住 所  
 事業場名  
 代表者名 印  
 電 話  
 F A X

※受付番号		※受付確認者	
※本人確認書類	免許証・健康保険証・その他 ( )		

※欄は林災防にて記入します。

令和 年 月 日

林材業労災防止協会福島県支部  
支部長 平子 作麿 様

## 特別教育の受講確認連絡票

氏 名  
生年月日 年 月 日生  
現住所

伐木等作業に係る補講を実施するに際し上記の者について、実施した講習の区分は以下のとおりです。

- 現行の伐木等作業（則第 36 条第 8 号）の特別教育（16 時間）  
（チェーンソーに関する講習を含む）
- 現行の伐木等作業（則第 36 条第 8 号）の特別教育  
（チェーンソーに関する講習を含まない）
- 現行の伐木等作業（則第 36 条第 8 号の 2）の特別教育（13 時間）

（該当する区分に☑を記入）

教習機関名

代表者名

印

住 所

電話番号